



©宮城県・旭プロダクション

# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

## 見通しの悪い交差点では徐行・一時停止を！確実に目視で左右の安全確認

【事故概要】見通しが悪く、一時停止標識が設置されていない十字路交差点において、交差点を通過する際、右側から走行してきた自転車と出会い頭に衝突したもの。

### ドライバー等語録

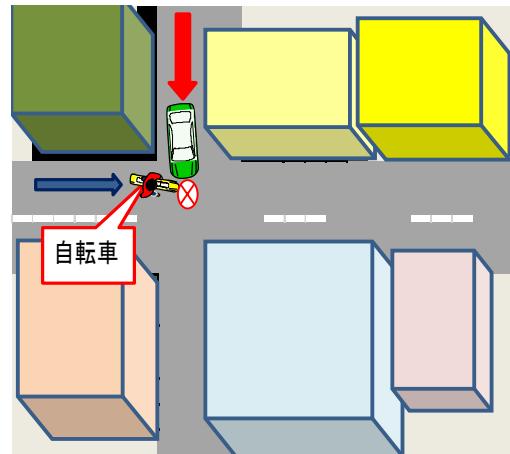
#### ○車の運転手

「人通りの少ない場所だったので、人や自転車はいないと油断していました。」

「急に自転車が走ってきて、気付いたときには・・・交差点の手前で徐行したり、止まって確認すれば、事故を防げたのに。」

#### ○自転車の運転手

「遅刻しそうだったので、急いでいて周りをよく見ていませんでした。もっと周りを見て走るべきでした。」



## 見通しの悪い交差点では徐行か一時停止を！

出会い頭事故は、双方の見通しが悪い交差点で特に多く発生しています。

見通しの悪い交差点では、交差点の直前まで、いつ、車や自転車、歩行者が飛び出してくれるか全く予測できませんので、普段、交通量が少ない場所であっても油断は禁物です。

道路交通法では、左右の見通しがきかない交差点に進入する際には、徐行する義務が定められています。（信号機等により交通整理が行われている場合や優先道路を走行する場合を除く。）左右の見通しがきかない交差点に近づいたら「ひょっとしたら、車や人がくるかもしれない」と予測して、すぐに止まれるような速度に減速し、場合によっては確実に一時停止を行うなどして、目視で左右の安全を確認した上で進みましょう。

また、スーパーの駐車場など、道路外の場所から道路へ出るために歩道を横断する時は、歩道の直前で一時停止し歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。道路から駐車場などに入るため歩道を横断する時も同じです。



## 見通しの悪い交差点では、すぐにブレーキを踏める心構えを

片側の道路だけに一時停止標識がある交差点で出会い頭の事故があった場合、一時停止標識のある道路を通過した車両だけでなく、一時停止標識のない道路を通過した車両の運転者も過失責任を問われることがあります。徐行義務や確認不足などの過失責任は相手側の道路に一時停止の標識がある場合でも免除されないからです。（自転車も同様です。）見通しの悪い交差点を走行するときは、交差点手前で直ちに停止できるような速度までスピードを落とし、すぐにブレーキを踏めるように心の準備をしましょう。

## 冬道の安全運転1・2・3運動 12月1日から2月28日まで

冬道では、積雪凍結による滑走事故が多発する恐れがあります。

滑走事故を防止するために「冬道の安全運転1・2・3運動」と「滑走事故防止3原則」を実践しましょう。

- ◎ 冬道の安全運転1・2・3運動 ◎
- 1割スピードダウンしよう
- 2倍の車間距離をとろう
- 3分早めに出発しよう

- ★ 滑走事故防止3原則 ★
- 急ブレーキをかけない
  - 急ハンドルを切らない
  - 急加速しない

### 第32回セーフティ123キャンペーン実施結果

・参加チーム数	6,906チーム	【前回 7,065チーム】
・参加人員	20,718人	【前回 21,195人】
・無事故無違反達成数	6,537チーム	【前回 6,679チーム】
・無事故無違反達成率	94.7%	【前回 94.5%】
・無事故無違反達成者	20,335人	【前回 20,795人】
・無事故無違反達成率(個人)	98.1%	【前回 98.1%】

#### 【抽選賞品】

- ・1等(1チーム) QUOカード 30,000円分 (1人当たり 10,000円分)
- ・2等(30チーム) QUOカード 9,000円分 (1人当たり 3,000円分)
- ・3等(1,530チーム) セブン&アイ商品券 1,500円分 (1人当たり 500円分)
- ・協賛団体特別賞(7チーム) ノンアルコール飲料 キリングリーンズフリー (24缶入1ケース)

※当選賞品は、2月中に発送予定となります。

第32回の協賛企業・団体や抽選結果は、県ホームページに掲載しています。

《URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/32safety.html>》

※来年度も「セーフティ123キャンペーン」を実施する予定です。

皆さんの参加をお待ちしております。

### 交通事故に遭われた方々へ

交通事故 相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45 (土・日・祝日、年末年始はお休みします。) ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00 (下記の窓口で事前予約が必要です。)	
窓 口	電話 (問い合わせ先)	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日 14:00～16:00 (要予約)
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 14:00～16:00
北部地方振興事務所県民サービスセンター	0229-91-0701 内線210	県庁交通事故相談室との リモート相談のみ(要予 約)
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	0220-22-6111 内線203	
東部地方振興事務所県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	0226-24-3186	

※ 県庁交通事故相談室を除く、各県民サービスセンターの窓口については県庁交通事故相談員とのリモート相談のみ(要予約)となります。